

事 務 連 絡
令和8年8月10日

居宅介護支援事業所
地域包括支援センター
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所
特定福祉用具販売事業所
住宅改修施工事業所

各位

桑名市保健福祉部介護高齢課長

福祉用具購入費・住宅改修費の支給に係る手続の見直しについて（通知）

平素は、桑名市介護保険行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、当市では令和6年4月から新たに受領委任払い制度の運用を開始したところですが、制度開始から2年間の運用実績を踏まえ、支給申請関係の手続を別紙の通り見直すことといたしました。

変更はこの通知の発出以後、適用いたしますが、経過措置として本年12月31日までの間は、旧来の申請方法でも受付を行います。

お忙しいところを恐れ入りますが、よろしくお取り計らいください。

事務担当

桑名市役所 介護高齢課 管理係

Tel：0594-24-1170

Fax：0594-24-3133

別紙 福祉用具購入費・住宅改修費の支給に係る変更点について

1. 福祉用具購入費の支給に係る変更について

① 手続の流れについて

福祉用具購入費の支給に係る手続の流れに大きな変更はありません。

② 提出書類の変更

変更後	変更前
(1) <u>介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書</u> ※償還払い・受領委任払いの別で別様式	(1) <u>介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書兼承諾書</u> ※償還払い・受領委任払いの別で別様式
(2) 購入商品のカタログ等の写し	(2) <u>介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書</u> ※受領委任払いの場合のみ
(3) 福祉用具購入に係る領収証	(3) 購入商品のカタログ等の写し
(4) <u>【任意】ケアプラン又は特定福祉用具販売計画の写し</u> ※添付により購入の理由が確認できる場合、(1)の申請書に理由の記載は不要	(4) 福祉用具購入に係る領収証
	(5) <u>購入商品の見積書又は請求書</u> ※受領委任払いの場合のみ
	(6) 特定福祉用具販売計画の写し又は <u>居宅介護サービス計画（第2表及び第3表）</u> ※受領委任払いの場合のみ
	(7) <u>介護保険給付費請求書</u> ※償還払い・受領委任払いの別で別様式

○ 注意点

I 福祉用具購入費用に係る領収証は、特定の様式はありませんので、従来から引き続き、必ず(1)領収日、(2)宛名書きとして被保険者氏名、(3)領収金額、(4)但し書き※、(5)発行者名・住所、(6)収入印紙（5万円以上）を具備してください。領収証の訂正は認めませんので、発行に当たっては十分注意していただくようお願いします。

※但し書きの内容は以下を参考に記載してください。

償還払い方式：「但し、介護保険福祉用具購入費（ポータブルトイレ）として」

受領委任払い方式：「但し、介護保険福祉用具購入費（ポータブルトイレ）98,567円のうちの自己負担分として」

2. 住宅改修費の支給に係る変更について

① 手続の流れについて

住宅改修費の支給に係る手続の流れを以下の通り変更します。

変更後	変更前
(1) 着工前に <u>事前申請書</u> 及び添付書類を市に提出 (2) 市にて受付処理。 <u>住宅改修承認(不承認)通知書を交付し、住宅改修を承認</u> <u>※この時、(5)で提出する「事後申請書(提出必須)」と「領収証のひな形(利用は任意)」を合わせて交付します。</u> <u>注 改修を取りやめた場合等は、事前申請取下げ書を提出</u> (3) 住宅改修工事の着工・完成 (4) 改修費用の支払(被保険者→施工業者) (5) <u>事後申請書及び添付書類</u> を市に提出 (6) 市にて受付処理。審査の上、後日支給決定。対象者へ振込。	(1) 着工前に申請書及び添付書類を市に提出 (2) 市にて受付処理。 <u>住宅改修事前申請受付内容確認表を返却し、住宅改修を承認</u> (3) 住宅改修工事の着工・完成 (4) 改修費用の支払(被保険者→施工業者) (5) <u>改修の完成に係る書類一式</u> を市に提出 (6) 市にて受付処理。審査の上、後日支給決定。対象者へ振込。

○ 注意点

I 従前は、改修を取りやめた場合は申請書を返却する対応としてきましたが、今後は事前申請取下げ書を提出いただく運用へと変更します。合わせて、改修内容が大きく変わる場合も変更前の事前申請は取り下げさせていただきます。

II 事前申請時から改修内容が変わる場合、軽微なものは変更理由を記載することで申請を受け付ける運用としますが、必ず変更する前に桑名市介護高齢課の確認(電話等で可※)を受けるようにしてください。

※電話等で確認が困難な変更は、原則として軽微な変更とは認めません。

②提出書類の変更（事前申請）

変更後	変更前
(1) <u>介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書</u> ※償還払い・受領委任払いの別で別様式 (2) 住宅改修が必要な理由書（P.1・P.2） (3) 工事費の見積書 (4) 平面図 (5) 改修予定箇所の写真	(1) <u>介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書兼承諾書</u> ※償還払い・受領委任払いの別で別様式 (2) <u>介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書※受領委任払いの場合のみ</u> (3) 住宅改修が必要な理由書（P.1・P.2） (4) 工事費の見積書 (5) 平面図 (6) 改修予定箇所の写真 (7) <u>住宅改修事前申請受付内容確認表</u>

○注意点

- I 従前は、事前申請時に住宅改修費用や着工日・完成日を空欄としていただくようお願いしてきましたが、今後は事前申請書に申請時点の予定でそれぞれ記入してください。
- II また、負担割合は原則、改修費用の支払い時点の割合が適用されることを踏まえ、受領委任払い方式での事前申請時に、改修費用の自己負担支払予定月を記入していただくよう変更しましたので、あらかじめ確認していただくようお願いします。
- III 住宅改修事前申請受付内容確認表の提出は求めないことといたしますが、確認いただくべき注意事項が変わるわけではありません。申請に当たっては引き続き確認の上、手続を進めていただくようお願いします。（同趣旨のチェックリストを市ホームページに掲載しますので、適宜ご活用ください。）

③提出書類の変更（事後申請）

変更後	変更前
(1) <u>介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事後）</u> <u>※事前申請時に交付したものに必要事項を記入して提出</u> (2) 改修完成後の写真 (3) 改修費用に係る領収証 <u>※事前申請時に交付したものを使用又は記載事項を具備した任意様式にて提出</u> (4) <u>【軽微な修正があった場合のみ】改修内容の変更内容がわかる書類</u> <u>※変更後の計画図面、工事費内訳書等</u>	(1) <u>事前申請時に承認を受けた「住宅改修事前申請受付内確認表」</u> (2) 改修完成後の写真 (3) 改修費用に係る領収証 (4) <u>介護保険給付費請求書</u> <u>※償還払い・受領委任払いの別で別様式</u> (5) <u>工事費全体の請求書</u>

○注意点

I 改修費用に係る領収証は、任意様式の場合、必ず(1)領収日、(2)宛名書きとして被保険者氏名、(3)領収金額、(4)但し書きとして事後申請書に記載の「事前承認番号」、(5)発行者名・住所、(6)収入印紙（5万円以上）を具備してください。領収証の訂正は認めませんので、発行に当たっては十分注意していただくようお願いします。

3. 共通の変更について

①受領委任払い方式を利用できる被保険者の要件の緩和

受領委任払い方式を利用できない被保険者を以下の通り変更します。

変更後	変更前
(1) 生活保護受給者 (2) 被保険者証に支払方法変更の記載がされている者 (3) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、又は被保険者証に保険給付差止の記載がされている者 (4) 被保険者証に給付額減額等の記載がされている者 (5) 要介護（支援）認定新規申請中の者 (6) その他市長が適当でないと認める者	(1) 生活保護受給者 (2) 被保険者証に支払方法変更の記載がされている者 (3) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、又は被保険者証に保険給付差止の記載がされている者 (4) 被保険者証に給付額減額等の記載がされている者 (5) <u>医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所し、概ね1月以内に退院又は退所の見込がない者</u> (6) 要介護（支援）認定新規申請中の者 (7) その他市長が適当でないと認める者

○注意点

- I 従前通り、福祉用具購入費の申請、住宅改修費の事後申請は、福祉用具等の利用実績の確認後、要介護認定日以後の申請となります。
- II 従前から、現に福祉用具等の利用がない場合には給付対象外としてきましたが、今回、廃止した要件（変更前の(5)）に当てはまる方は、特に給付対象外となる恐れがありますので、その点も踏まえて、償還払い方式と受領委任払い方式を選択してください。

②受領委任払い方式における誓約書の提出の廃止

提出書類としては求めないこととしますが、誓約の内容は、本人への支援の充実に努める趣旨のほか、介護保険法その他関係法令により規制される内容であるため、遵守していただくようお願いします。

4. その他

今回の変更に合わせて、介護保険住宅改修の手引きも変更しましたので合わせてご確認ください。

また、今回の変更と直接関係はしませんが、今年度から住宅改修・福祉用具連携型いきいき訪問事業を実施し、被保険者の自立支援の充実を図る予定です。点検ケースに選定された場合は、その実施にご協力をお願いします。